平成２４年（再イ）第１２３号
名古屋市西区山木１丁目42番地
再生債務者　イワキ化成工業こと　井戸川昭雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１２４号
名古屋市西区上橋町200番地
再生債務者　井戸川　裕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第７号
三重県多気郡明和町大字斎宮4694番地２
再生債務者　小山左官こと　小山　義秋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月12日　　津地方裁判所松阪支部

平成２４年（再イ）第８号
三重県多気郡明和町大字斎宮4694番地２
再生債務者　小山かほる
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月12日　　津地方裁判所松阪支部

平成２４年（再イ）第２２２号
大阪市浪速区敷津西１丁目５番20号ラフィナート502号
再生債務者　佐々木香織
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第２８８号
大阪府吹田市長野東15番15―504号
再生債務者　森岡　直人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第２３号
徳島市南田宮４丁目４番33号
再生債務者　三宅　徳明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月12日　　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第８６号
札幌市南区真駒内緑町３丁目５番２―46号
再生債務者　天野　朗洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１５４号
札幌市中央区南20条西12丁目１番32号　ウエストコート201号
再生債務者　樋口　友枝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２１７号
北海道江別市野幌美幸町30番地の16
再生債務者　今野　　操
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２４７号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目５番46号　恵和ハイツ12号
再生債務者　郡司　俊光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２５０号
札幌市白石区本郷通７丁目北１番35―401号
再生債務者　谷口　佳子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２６２号
北海道千歳市文京６丁目１番地の３
再生債務者　木村　　武
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年11月12日
札幌地方裁判所民事第４部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所公告第２号

山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による使用収益開始日の通知については、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 22 日

山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
山形都市開発事務所
所長　安井　俊二

記

1　氏名及び住所
氏名　鈴木　寛紹
住所　山形市大字松原1842番地の６
2　通知の内容
文書番号　とし52―95　平成24年10月11日
仮換地
街区番号　88街区　画地番号②
地積　781.02㎡
街区番号　88街区　画地番号③
地積　278.37㎡
街区番号　95街区　画地番号②
地積　697.11㎡
街区番号　95街区　画地番号③
地積　649.56㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
平成24年12月14日
教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上